

新潟市教育委員会 平成29年1月 定例会会議録				
日 時	平成29年1月17日(火) 午後4時00分			
場 所	市役所本庁舎6階 講堂			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	藤 田 政 子	
	齋 藤 洋一郎		上 田 晋 三	
	沢 野 千英子		田 中 賢 一	
	織 田 絹 子	欠席委員		
	伊 藤 裕美子			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	総 合 教 育 センター所長	津 野 治 彦
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	学 校 支 援 課 長	大 井 隆
	教 育 政 策 監	高 居 和 夫	生 涯 学 習 センター所長	井 関 一 博
	教 育 総 務 課 長	山 本 正 雄	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 長	三 保 恵 美 子
	施 設 課 長	小 林 正 人	中 央 図 書 館 企画管理課長	小 林 巧
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	中 央 図 書 館 サービス課長	松 田 玲 子
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	教 職 員 課 給 与 ・ シ ス テ ム 担 当 課 長	浅 間 孝 之	教 育 総 務 課 主 事	坂 本 菫 子
その他の 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後4時00分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1件)	議案番号	件 名
	議案第24号	職員の人事措置について
報告 (1件)	件 名	
	新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案に対する パブリックコメントの実施について	
協議会 (0件)	件 名	

第1 開会宣言

○教育長

午後4時00分開会を宣言する。

これより1月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長

新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に藤田委員及び上田委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長

日程第2, 付議事件に入ります。議案第24号, 職員の人事措置については, 人事案件であることから非公開としたいと思いますが, ご異議ございませんでしょうか。それでは, 報告案件の終了後, 非公開案件として再開して審議いたします。

第4 報告

○教育長

日程3, 報告に入ります。新潟市いじめの防止等のための基本的な方針の改定案に対するパブリックコメントの実施について, 学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

新潟市いじめの防止等のための基本的な方針が, 策定から3年が経過することに伴い, 現在, 改定作業を進めています。そこで, 具体的な改定のポイントと改定にあたり実施するパブリックコメントについてご説明いたします。

はじめに, 具体的な改定のポイントについてです。報告の2ページをお開きください。方針の改定案になります。現在の基本方針で不足している内容についての加筆や, 見直しが必要な部分を修正いたしました。また近年, 岩手県や矢巾町や青森県, 横浜市などで発生した重大事態や, 本市でこれまでに発生したいじめの重大な事案についても教訓とし, いじめの防止等に向けて, より一層効果的, 実効的なものになるよう見直しを図る改定案を策定いたしました。

本日は, 先ほどお配りした当日の配付資料をもとにご説明したいと思います。当日資料1をご覧ください。改定のポイントは, いじめの積極的な認知の推進と, いじめに対応するシステムの明確化の2点となります。まず, いじめの積極的な認知についてです。教職員がいじめを正しく理解し, 積極的な認知につながるよう, いじめの定義や様態, それから具体例を記載いたしました。児童・生徒への調査の際に, いじめの捉え方に違いが生じないようにするために, 調査用紙の例を資料として示しました。これに加えて, 調査を実施した際には学級担任のところで気になる情報が止まってしまうことや, 認知漏れが生じてしまうことを防ぐために, 必ず複数でチェックをするようにいたしました。

次に、いじめに対応するシステムの明確化についてです。いじめの対応を迅速かつ組織的、実効的に行うための組織として、すべての学校に校内いじめ対応ミーティングを設置することといたしました。この組織は、発生したいじめに対して素早く確実に開催できるよう、構成メンバーを必要最小限に絞った組織としております。当日資料2をご覧ください。今ほど説明させていただいた資料を含む、いじめが発生してから情報伝達及び対応のあり方についての流れをフロー図にまとめたもので、特に赤枠で囲ったところが今ほど説明した部分となります。なお、これは新潟市いじめ防止基本方針の資料7として掲載されています。これらのほかに、抽象的な部分についてはなるべく具体的な記載を加えました。また、全体をとおして文言の整理を行いました。このような形で改定に向けた見直しを行いました。

当日資料3をご覧ください。基本方針の概要版は、改定に合わせて必要な部分を修正してあります。全体を把握するための資料としてご覧ください。すべての項目がこれに載っているという形になります。

次に、パブリックコメントについてです。先ほどの報告1をお開きください。基本方針の見直しにあたり、広く市民の方から意見をいただき参考とするためにパブリックコメントを実施します。実施方法につきましては、報告1にお示ししてあるとおりです。作業日程は、先ほどの当日資料1の下に書いてあるのですが、1月17日、本日ですけれども、パブリックコメントについて教育委員会で説明し、1月30日からパブリックコメントの開始となります。2月の定例会で中間報告をさせていただき、2月末にパブリックコメントを終了、3月15日水曜日の教育委員会3月定例会で、パブリックコメントの結果報告及び改定案について付議、承認をいただく予定となっております。このような日程で準備を進めたいと思います。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。

○織田委員

報告1の3番「配布・閲覧場所」のところで、「各区役所(地域課)」とあります。これは支援センターと読み替えてもいいのですか。そういう意味ではなく、地域課としてということなのでしょうか。

○学校支援課長

市全体のこれ以外のパブリックコメントもそうなのですが、閲覧する場所はある程度決まっています、各区役所の地域課に置くということになっています。

○織田委員

パブリックコメントなので、ということですね。

○学校支援課長

はい。

○織田委員

わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員

前も同じような話をした記憶があるのですが、パブリックコメントの実施のところで、この案件に限らず、パブリックコメントはわりと収集される件数と言いますか数が少ないと思っています。これはどちらかという、資料を置いておいて、積極的に見に来ないと見ることができないような状況だと思うのです。ホームページにしても同じくです。逆に積極的にこちらから、例えば

報道の方々などに、パブリックコメントを実施しているので、ぜひお願いしますとか、そういう呼びかけはできないものでしょうか。

○教育長

例えば先ほど懇談した新潟市小中学校PTA連合会に、ぜひこれにご意見をくださいというお願いをすとかという形で、いろいろなところに呼びかけができないか、ということですね。

○学校支援課長

こちらからお願いすることは可能だと思いますので、私たちも小学校長会や中学校長会には、今後パブリックコメントを出すので目を通して、校長会として意見をいただきたいということは言っています。今ほどお話があったように市P連にもコメントをお願いしたいということであれば、それも可能かと思えます。

○佐藤委員

可能なのであれば、やはりできるだけ多くの意見を求めたほうがいいと思いますので、できる限りの策を講じていただきたいと思えます。

○織田委員

同じくです。先ほどの私の質問もそこなのです。せっかく教育ミーティングで各区の自治協議会の委員の方々にもいろいろな教育問題についてお知恵を貸していただいて連携をしているところなので、ぜひ支援センターを通じて、自治協議会にもご案内をいただけると良いかと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校支援課長

パブリックコメントはいろいろな方から意見をもらうというのが設定の根幹になると思えますので、こちらで検討して、できる限りの範囲でお願いしたいと思えます。

○織田委員

よろしくをお願いします。

○伊藤委員

今の佐藤委員、織田委員と同意見です。報告26を見ますと、いじめの防止にかかわる組織の概要に中学校区いじめ防止連絡協議会がありますが、ここの構成委員にPTAと記載があります。全部という意味ではないですが、やはり一緒に考えていくことが必要だと思います。毎回、意見の数が多くはないというご意見もあるので、より多くの意見を寄せていただけたらいいなと思えますし、呼びかけをしていただければと思います。

○齋藤委員

佐藤委員も、ほかの委員も非常にやさしい言い方をされていますが、事務方の方々に私は本当にお願ひしたいのです。こういうところに資料を置いてパブリックコメントを実施しました、というのが仕事の大半ではないと思うのです。こういうものについて、多くの意見を求めているのです、みんなと一緒に考えましょう、ということをして一人でも多くの市民の人に知らしめるためには、どういう方法があるかということを考えてほしいのです。今回に限らず、パブリックコメントを実施するときに、「求めました。ここへ来たら見られます」ということで終わらないでほしい。私は本当にパブリックコメントのときにいつも申し上げているのですが、「どこに置きます」ということで終わるのではなくて、どうやって「こういうことをやっています」と、新潟市の教育委員会がやっているということをして一人でも多くの方に知ってもらうことが始まりだと思えます。

○佐藤委員

これはパブリックコメントに関しての意見だけになるのでしょうか、それとも

内容についてもいいですか。質問ですが、報告6のところの「いじめの定義」の中で、一定の人間関係という項目がありますが、全体を見ると児童同士のいじめと思ったのですが、一定の人間関係の中には、教師と児童との間の、いわゆる教師がいじめるということもあり得ると思うのです。教師と児童の間という意味も含まれているのでしょうか。

○学校支援課長 いじめの定義は法律で決まっております、これを変えることはできないのですが、この法律では子ども同士と定められていまして、教師と子ども、あるいは大人と子どもという関係は、この「いじめの定義」には入らないのです。逆に言うと教師の場合は、体罰と同じような形になります。言葉の暴力になりますので、そういう意味で別途、処分規定等はできており、そちらで対応しますので、この「いじめの定義」とは違うということになります。

○教育長 教師がいじめを助長する、いじめに荷担するという事態はあるけれど、教師がいじめを行うということは基本的にはないということですね。

○佐藤委員 分かりました。

○齋藤委員 質問です。アンケートを実施する、そのアンケートのチェックを複数で行うよう改正するとのことですが、具体的に複数というのは例えばどういう立場の人間がするのですか。

○学校支援課長 複数というのは、例えば担任と学年主任ということですが、学校によって報告されている構成員は違うのですが、それぞれチェックの仕方が違います。ある学校は担任と学年主任、ある学校は担任と生徒指導主事といったように。ただ必ず管理職には届きますので、管理職が見ればダブルチェックどころかトリプルチェックくらいになります。

○齋藤委員 ということは、学校支援課では、この学校は学級担任と校長でチェックしているとか、こちらは学級担任と学年主任だとか、それを把握できる体制を取っているのですか。

○学校支援課長 はい。今回、報告してもらっています。

○佐藤委員 教育長から話があったので、あえて申し上げますが、先ほど市P連との意見交換がありまして、いじめを発見、見つけるものの一つのツールとしてアンケートという手段がよく使われるのだけれど、アンケートに頼らないようにしたらどうかという意見がありました。私は、アンケートは必要だと思うのですが、同時に、これに頼りすぎるのは危険とも思っています。そういう中で、アンケート以外でいじめを発見する方法やシステムなど、ほかに考えられるものがあつたら教えていただきたいと思えます。

○学校支援課長 基本的にはアンケート以外では本人の申し出、それから保護者の申し出、それから担任やほかの教師が現場の状況を見るという形でしか、今のところは把握ができない状態です。保護者も本人も言いやすい環境が必要だと思いますし、それは学校の持っている雰囲気や先生が持っている雰囲気もかなり影響してくると思っています。また、気付くほうの先生方のアンテナの高さについても研修を進めることで精度を上げていくしかないと思っています。叩かれて痛い思いをして、一回だけ嫌な思いをしたという

程度では、昔はいじめとは言わなかったのですが、現在はこの状態でいじめとなります。嫌な思いをしたと本人が申し出れば、一回だけの悪口であってもそれはいじめ1件とカウントされます。いじめのハードルが非常に低くなっているということ自体、広く世間一般にも認知されていないので、そういうことを基本的には研修を通して広く先生方に認知してもらい、どんな小さい事象をもとりあげ、先ほど言った校内いじめミーティング、担任と生徒指導主任と管理職の3人という小さい規模で開き、記録を残しておくことを依頼しようと思っています。ミーティングだけで解決すれば、それでいいですし、大きい事案になったら生徒指導部会にかける、あるいはここに書いてあるいじめ対策委員会にかけるとなりますが、上にあがるに従ってハードルが高くなっていくわけです。先生方も忙しいなか、生徒指導も全部集めなければならないとなると、非常に限られた時間のなかで会を開くこと自体が難しい。そうではない、こまめな小さいミーティングを開きなさい、記録を残しなさいということで、今言った部分をフォローしていきたいと考えております。

○佐藤委員 今のお話からアンケートに頼らず、もともとの普段接している教員の研修・教育であるとか、またシステムを構築されるということがよくわかりました。ありがとうございました。

○田中委員 報告17を見ますと、「アンケートや聴き取りメモ、保護者への説明の記録等を確実に保管する」とあるのですが、保管の年限はどこかに記入されていますか。

○学校支援課長 保管の年限は、前回の教育委員会でも質問が出ましたが、原則2年と今回通知で出しました。これについては短いのではないかというご意見もいただいたのですが、今までは年限も指定していなかったもので、様子を見ていきたいと今のところ思っています。

○田中委員 通知は通知なのだけれど、指針でそれを見直すとか、ないしは方針へしっかり書き込むとか、ということは考えていないのでしょうか。

○学校支援課長 基本的な方針なので、そこまで書き込む必要があるかという意見もあります。通知の指示はもっと細かいのですが、保管の年限などの細かなことまで方針に書き込むことが必要なのか、といった意見です。基本方針ですので、これが各学校の基本方針にそのまま影響します。ある程度の大枠の方向だけ示して、細かいものについてはいついつに出した通知によって動いてくださいという形で進めようかという方向で検討しています。

○田中委員 一応、参考なのですが、横浜市ではこれまで例えばアンケートであれば学校では1年、教育委員会では1年か3年保管としてきたところ、平成28年度からさまざまな事案を受けて、関係児童の卒業後から1年間保管すると変更したのだそうです。しかしながら、なかなかそれがまだ徹底されないということで、来年度から文書管理基準の見直しをしっかりと通知をしていると聞いておりますので、その辺も含めてお考えいただければと思っています。

- 学校支援課長 我々も2年と固定するのではなく、今までなかったものなので、とりあえず2年と区切って運用してみてもどうかという検証をした上で、また検討していきます。
- 伊藤委員 2年というのは、起きたときから2年ということですか。卒業から2年ですか。
- 学校支援課長 起きたときから、になります。たとえば、5年生の時に発生したのであれば、当該児童が小6・中1の時まで、という状態です。
- 伊藤委員 報告11, 12で3つほど聞きたいのですが、(6)相談に係る組織的な連携の推進で、スクールカウンセラーとかスーパーサポートチーム、スクールソーシャルワーカーなど体制を整備するとの表記がありますが、これは今から整備するのか、もしくは新たなる増員などの体制強化や現体制の活用促進という意味なのか、どちらであるのか教えてください。
- それから、報告12, (9)インターネットによるいじめの防止等に向けた取組の推進で、これは事務局内部だけで対応を強化するのか、それとも例えばインターネットやLINE, ツイッターと、いろいろな通信手段があるので、通信会社等による教育システムやマニュアルなども導入されるのかどうかをお聞きしたいと思います。
- それから少し戻りますが、同じ報告12, (7)で校内での協働体制の構築の資料7ですが、これは今現在使っているものをベースにした書式や様式、これから新潟市共通でこれを土台に使ってくださいというようなマニュアルがあるのかということをお聞きください。
- 学校支援課長 最初に(6)のスクールカウンセラー、スーパーサポートチームですが、すべて現在も存在する組織です。新たにということではなく、今までのものを学校で活用できるようにしていきたいと考えています。昨年度よりSSWを1名増やしたように、拡充といったことも視野に入れながら対応していきたいということです。
- 伊藤委員 明文化されている内容がだいぶ多いので、新しく予算的に加えていくのか、今現在のもの様子を見ようということなのか、また体制を強化するというか、いじめに対しての対応をより明確化していくのか、など思ったものですから。今ある体制に増員1で様子を見ていくということですね。
- 学校支援課長 この窓口が組織の対応としては非常に大切なので、今後ずっと継続して対応していきたいと思います。
- 伊藤委員 より活用するということですね。わかりました。
- 学校支援課長 それからネットについては、今ほどお話があったLINEなどはネットパトロールしたところでも全然情報が分からないものです。これは本当に本人たちでないとわからないものです。それからツイッター等についてはネットパトロール等も行っております。それも限界があつてなかなか難しいということですが、根気強く続けていきたいと思っております。これは子どもたちや親からの話をこまめにチェックし、発見をしていきたいと思っております。

それから協働体制の構築については、資料7、今ほどの当日資料2と同じものですが、こちらをご覧ください。これまでもフロー図はあったのですが、フロー図が機能しなくて単線型であったということや複数の目でのチェックという点がなかったこと、いじめ対策委員会が各学校に設置はされていたけれど、専門委員会と同じように非常に組織が大きく、地域の方や様々な方が構成員に入ってくるので、大きい案件のときには対応できるけれども、日々起きている小さい案件になかなか対応できないという状況でした。結局、小さい案件は担任任せになってしまうので、そこを今回、校内対応ミーティングというのは必ず全部の学校で設置して、こういう体制でやりましょう、とした点が大きく違うところです。フロー図はそこが以前とは違っています。

○佐藤委員

当日資料2で、今ほどの校内いじめ対応ミーティングを設置するということで、非常に流れとしてはうまく考えられているなど思うのですが、スピード感という点でどうかと思っております。この資料でいくと左の「市教委への速報が必要か」というところが気になります。先般の事例も、休みを含め、いろいろな状況であったと思いますが、でもやっぱりそれはそれとして、市教委への連絡や校内の対応が遅れ遅れになった中での初期の対応というのもあったと思うのです。そういった中で、ほかの考えもあるのか分からないのですが、これだけの膨大ないろいろな組織の構築のあとに、「市教委への速報」がきているあたり、スピード感はどう考えられているのですか。

○学校支援課長

スピード感が必要と考えています。基本的には最終的な判断は校長が下すことになるので、ここは校長の研修のところで繰り返し話をしているのですが、校長には重大な案件につながりそうだった瞬間に教育委員会に速報を上げてほしいと話をしております。ただし、先ほどお話したように、いじめというのは非常にハードルが下がった分、認知件数が増えます。例えば昨年度、小学校は1,400件あったわけですが、今年度は7月までの間ですでに4,000件近くになっているので、もしかすると年間1万件くらいのいじめの認知となる可能性があります。そうすると、1万件のいじめを市教委に報告が必要かどうかと判断となると、それは非常に難しく、その判断には管理職の持っている力量が非常に求められるところなので、判断の基準を我々も設定しよう、速報の必要性を示そうと思ったのですが、なかなか一概に基準値を設定することができずにあります。ただ、これは危ない、という案件については、こちらも十分認識しているので、そういった案件の判断基準について、今後、検討していきたいと思っております。

○佐藤委員

分かりました。校長先生の判断ということですが、今回の事案ですと教頭で情報が止まったりしていたようなので、校長だけではなくて管理職全体の中でのスピードも必要かと思っております。

○学校支援課長

一つだけ訂正をお願いします。今、7月までに4,000件と言いましたが、2,400件の誤りです。

- 齋藤委員 今のことに関連して。件数が多いのはわかりましたが、今の説明を聞いていると、校長先生になったばかりの人もいれば、3年やっているベテランの人もいます。現場の校長先生の判断に任せるとするのは、ある意味では事務方の逃げだと思うのです。ですから、判断基準みたいなものが最低限ないと現場の校長先生は迷うのではないですか。いちいち報告しなくていいのかということ逆を相談してくるようなことにならないのですか。
- 学校支援課長 大まかなものはあります。例えば重大事態というものとはきちんと、こういう状況が重大事態ですということは明記されています。
- 齋藤委員 判断材料として現場の校長先生はみんな持っているのですね。
- 学校支援課長 重大事態とは、心身に危害が生じた、あるいは不登校が30日以上になったなど、基準がはっきりしています。それにつながりそうな案件については報告しなければいけません。ですから、重大事態の判断基準は校長にはあるのですが、今回起こったように、不登校の子たちのなかには少しずつ休んでいる子もいるわけです。連続して休んだ日数だけ切り取ると大したことはないように見えるけれど、ずっと合わせると30日近くなるといった子もいます。休んだ最初のころは報告しなくていいかもしれないけれど、日数が増えてくれば報告しなければいけない。どの辺で報告するかということについては校長に見てもらって判断してもらわないといけないということなのです。
- 齋藤委員 大変失礼だけれども、それでは結果的に校長先生の個人的な資質というか危機感の持ち方というか、個人差がどうしても出ると思います。マニュアルから見ると、単なる1件、これはカウント1だよという1件と、これは報告しなくてもいいという1件もあります。ところが、これが1か月の間に同じクラスに3つ事案が出てきたと。これはちょっと報告しないと担任も含めておかしいと、そういう危機感を持つ判断材料みたいなものが新任の校長先生、教頭先生には必要なのではないのでしょうか。こういったフロー図を出すからには、やはり判断基準をしっかりと持ってもらえる材料を少しでも多く現場に提供していただきたいなと思います。
- 学校支援課長 わかりました。齋藤委員のお話になったような、小さい案件が複数続いたものは重大案件につながる可能性があるので十分注意なさいと、ここにも書かれてはいるのですが、それを読まないといけないのは確かです。一覧などに整理することは可能かと思しますので、なるべくわかりやすい形で現場に伝わるように努めていきます。
- 齋藤委員 いじめのカウントの仕方が変わり、どの学校でも件数が増えるのは当然だと思います。その中で、なおかつ判断を迫られるという現場も大変だと思うので、判断材料の提示が必要だと思います。
- 学校支援課長 わかりました。
- 田中委員 今、齋藤委員が言っているのは、現場が大変だということを危惧してのご意見だと私は思っていました。
- このフロー図を見たときに、「市教委の報告」の菱形と、「重大事態かどう

か」という菱形が離れているというところが気になりました。右側はいじめ対策委員会を開くかどうかのための重大事態なのだけれども、左側の菱形も「必要か」というところに重大事態を含めて、見た形で分かるような表記の仕方があれば、よりよいと思います。

もう一つは、校長によっていろいろな人間がいるというのも確かですが、私は新潟市がそれぞれ力のある者を校長として採用していると思っていますし、また今後、新たにより適切な研修がなされていこうと思っていますので、一層具体例を入れながら校長に、あるいは教頭に対する研修をしっかりとやっていただきたいと思っています。

○伊藤委員

2点あります。報告19(3)中学校区いじめ防止連絡協議会、①設置目的及び構成のところ、いろいろなメンバーの記載があり、②には組織の役割とあります。現在、自分がかかわっている中学校での育成協などはもうすでにそのような機能を果たしているなと思っていますが、現在の組織構成、また組織の役割というものがどういうものか、新たに構成しなくてはならない組織などがないか、をお聞きしたいと思っています。

もう1点は、報告35にあるアンケートですが、中学校、高校生向けのアンケートの文章について1点気になった言葉があります。一番上の「冷やかしかからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた」のところの例文に「〇〇菌」と書かれているところです。今回の事案の児童が中学生、高校生になったとき、わざわざこの言葉が入っている必要があるかなど。小さいことですが、一人の人のことも考えて、アンケートに答えることで傷つく人がないような状態にしてほしいと思います。

○学校支援課長

中学校区いじめ防止連絡協議会は、これはすでに最初の方針が出た段階で各学校に設置してまして、各学校等もここに書いてあるメンバーで開催していると把握しています。

それから今ほどあったアンケートの表記の点については検討させていただきたいと思いますので、ありがとうございました。

○齋藤委員

先ほどまで、私どもはPTAの関係の方と懇談をしていました。印象に残っているお話しはいくつもあったのですが、ここに関して申し上げます、「アンケートを実施するから、それで安心、これがすべて」ではないというご意見でした。この意見がものすごく私の胸の突き刺さったのです。そこで、要望として申し上げたい。校長先生の研修はされたそうですが、特に小学校の各担任の先生にも共通の理解がないと、なかなかアンケートの実施に関してもうまくいかないのではないかと思います。ほかのPTAの方は、こんなことを書いたらだめなのではないか、些細なことを書いて、いちいち報告するなと先生に言われるのではないか、だからやめておこうという子どももいるかもしれないとおっしゃっていました。そのときにどう対応していくか。保護者が子どもに「勇気を持って書きなさい」という人もいるかもしれない。でも学校の担任の先生も同じような理解、意識を持っていたら、アンケートを実施するときに言い方が違ってくると思います。全市の中学校、小学校

の各学級で「どんなことでもいいんだよ、些細なことでもいいからね」と呼びかけたうえで、アンケートを実施してほしい。全市でそうなるように、できる限りのことを私たちも考えたいし、担当事務局も考えていただきたい。回りでよく分かりにくい言い方かもしれませんが、ちょうど本日PTAの方と会合をしてきたところに、この案件だったので、切に要望したい、申し上げたいと思いました。

○藤田委員

一つ要望です。今現在、職員の方は毎日の朝礼はしておらず、職員会議というのが週に1回ずつ行われているだけではないかなと思うのですが、毎朝5分でも10分でも朝礼をして、毎日いじめの有無を確認するということで、いじめの予防になるのではないかなと思うのです。週に1回の会議ですと、その機会を逃すと、いじめの実状がボヤけてしまうのではないかなと思いますので、毎日5分でも10分でも、毎朝、先生方が顔を合わせて、今日はどうだという感じで朝礼を行ったほうがいいのではないかなと思います。

○学校支援課長

情報がすぐに伝わる形が非常に大切だと思っています。またその機会は朝会だけではないと思いますので、さまざまな機会ですぐ情報を伝えるように、繰り返し現場に指導をしたいと思っています。

○織田委員

先ほど来、いろいろな委員がおっしゃったことと、まったく同感なので細かくは繰り返しません。改めてどうしてもお伝えしたいことだけ申し上げます。本当に祈るような気持ちで、すべての先生方が同じ意識で子どもたちに寄り添ってくださるということをお願いしたい、そうあってほしいと思います。先ほど市P連の皆さんとの懇談の中で出た話ですが、アンケートに書くときに「こんなこと書いていいのかどうか」それから誰かに相談したい、先生にお話ししたい、「でもこんなことを話していいかどうか」それぞれの戸惑いが障害になっているとのことでした。その戸惑いを解消するのは何かということを考えて私はそのときに発言したのですが、何よりもまずは先生方との信頼関係だと思っています。どうかすべての先生方は、子どもたちと保護者の『心』に寄り添っていただけますように、よろしくをお願いします。

○伊藤委員

報告16の一番上の丸ですが、「いじめや人権、発達障がい、またLGBT等に係る教職員の資質向上のために研修を計画的に実施するとともに、研修会への教職員の積極的な参加を促す」とあります。先生方が対応するのに資質向上の研修を行うということも大事ですが、子どもたちのいろいろな悩みや発達障がい、LGBT等に関する本人・家族の相談口の一つに学校も含まれると思います。ほかの相談機関でも同じことが言えますが、相談を受けたらワンストップとし、相談を受けた機関から他の機関につなげ、情報共有しながら、支え合って子どもを育む態勢が望ましいと思います。地域もその一員であり、私も地域の市民の一人として、学んでいく機会があったら参加したいと思っています。先生たちの研修の充実は大変期待するところでもあります。LGBTなど、まだまだこれからという人権課題もあります。新潟市の人権教育の推進・強化についても期待しています。

○上田委員

アンケートを記入する生徒や保護者の方のことを聞きたいのですが、一

つはアンケートを記入するのは学校で記入しているのか、それとも家に持って帰って記入するのか、どちらですか。

○学校支援課長

基本的にはほとんどの学校が、学校で記入していると思います。当日資料2にも書いてありますが、大切なのは「安心して記入できる環境整備」です。先ほどからお話があるように、子どもがドキドキしながら書いているようではだめですし、ある子だけが鉛筆を動かして、ほかの子が動かしていないということになったら、それはおかしい状況なので、全員が鉛筆を動かせるという環境や、あるいは先ほど齋藤委員がおっしゃったように先生が「書いていいんだよ」と促す、何でもいから書いていく、安心して記入できる環境整備をしっかりとしなさいということと、必ず相談に乗るということを明確に示してアンケートをやってもらいたいという考えです。記入場所についても、この中には「家で書かせるなど」と入れてありますので、家に帰って書かせて翌日出してもよいと思っています。

○上田委員

先ほどのお話にもあったように、アンケートになかなか書けないことがあるだろうし、書かれていることがすべてではないという話もありましたが、今やっているアンケートが、一人でも多くの生徒が自分の心を記入できるように、工夫できるところはしたほうがよいと思いました。それと、回収率というもの変なのですが、100パーセントの生徒が何かしら書いて回答を先生にお渡ししているのでしょうか。それとも書かなかったり、提出しなかつたりする子がいるのでしょうか。

○学校支援課長

そこまで詳しく調べておりませんが、学校で記入している分は基本的には担任のところへ直接持って来なさい、としていると思います。書いたら裏返して提出するところや、担任が回収するところ、と違いはあると思いますが、ほぼ全部の子どもたちのものを集めていると思います。落ちていると、その子が心配になりますので。

○上田委員

ありがとうございます。

○学校支援課長

当日資料1ですが、パブリックコメント作業日程のところ、1月20日火曜日になっているのですが、1月17日でしたので訂正をお願いします。

○教育長

それでは、報告案件については以上で終了したいと思います。

第5 次回日程

○教育長

次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長

平成29年2月につきましては、2月7日火曜日午後3時30分から、3月につきましては、3月15日水曜日午後3時30分から、定例会を予定しております。

第6 定例会再開

○教育長

これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。事務局も両教育次長、教育政策監、教育総務課長、教育総務課事務局を除き全員ご退席ください。

(非公開案件)

(「議案第24号 職員の人事措置について」 審議し、可決する。)

第7 閉会宣言

○教育長 午後5時00分, 閉会を宣言する。

以上, 会議のてん末を承認し, 署名する。

署名委員

署名委員